

## 乳幼児健診の体系化に関する研究 「乳幼児健康診査と事後フォロー体制」

松山秀介\*  
山崎京子\*\*

### 要 約：

乳幼児の健康管理は、一定のシステムにより集団及び集団に属する一人ひとりの健康状態を明らかにし、その保持、増進のために行なう積極的、継続的な保健活動である。乳幼児をとりまく社会環境や疾病構造の変化等によりその健康上の問題も変化し、健診に求められる内容も変化している。これまでの疾病発見や予防に加えて、発育、発達や情緒面の異常等の早期発見や発見されたボーダーライン児等の継続観察とその援助対策を講ずることが重要課題となっている。このような課題に対応するため、乳幼児健康診査と事後フォロー体制の確立に向けた検討を行なった。

見出し語：乳幼児健診の目的と役割，乳幼児健康診査と事後フォロー体制（発達健診の時期，問診及び健診項目の設定及び判定基準），発見されたボーダーライン児及び要医療児に対する事後措置体制

研究方法：横浜市乳幼児健康管理検討委員会  
設置による検討

### ■ はじめに

横浜市の人口は、63年度末には316万人余となり、ここ数年の人口増は年間約5万人である。このため、人口1000対出生率は低下してきているものの、出生数は約35,000人の状態が続いている。保健所における乳幼児

一斉健診の62年度受診率は、4ヵ月83%、1才6ヵ月児82%、3才児72%である。健康上の問題を早期に発見し、解決に向けた取り組みを進める意味で健診のもつ意義は大きく、受診率向上とともに質の向上、内容の充実はとりわけ重要である。このようなことから、横浜市で

- \* 横浜市立大学  
(Yokohama City University School of Medicine)
- \*\*横浜市衛生局  
(Public Health Bureau, City of Yokohama)

は、昭和60年度から63年度にわたり乳幼児健康管理検討委員会を設け、乳幼児健康診査のあり方に焦点をあて検討を進め、「乳幼児健診のあり方」についての意見及び「乳幼児健康診査基本指針」をまとめたので、その概略を報告する。

## ■ 検討経過及び内容

### 1) 61年度

保健所実施分乳幼児健診と事後フォローに関する現状分析を行ない、主として次の項目について検討した。

- ① 一斉（集団）健診と個別健診の意義と役割
- ② 発達健診の時期
- ③ 問診及び健診項目

### 2) 62年度

乳幼児健診には多くの職種が関与するため、健診の内容や実施方法、健診従事者の所見の取り方、発見された要指導児に対する事後フォロー方法等について見解の差をなくすることが重要であるため、次の項目について検討した。

- ① 健診システムと質の標準化
- ② 事後フォロー体制の確立

### 3) 63年度

61年度、62年度の検診結果をふまえ、乳幼児検診のありかたについての意見をまとめ、判定基準やフォロー基準を決め、検診のシステムと質の標準化を図るとともに、事後フォロー体制の確立に向けた「乳幼児健康診査基本指針」を作成し、試行実施を始めた。

結 果：

- 行政的サービスとして行なわれる乳幼児健診の役割

乳幼児健診の主な目的は、①子供の成長発達の状態を明らかにするとともに健康管理を行ない、健康増進のための援助を行なう。②潜在的疾病や心身発達上に異常のある児を早期に発見し、その改善のための計画を立て援助する。③能力が十分発揮されない児の発達阻害要因を発見し、家族及び地域社会の実情をも分析しつつ、阻害要因除去のための対策を立て、それを実施するなどである。

つまり健診の中で、子供の発達状況を把握し時代の変遷に応じた生物学的、社会的、環境的な面を含むすべての発達阻害要因を見つけ、これに対応する措置を行政施策化することが、行政で行う乳幼児健康診査の役割といえる。

従って行政サービスとして行う健診は、①全ての子供の健診を促し、地域全体をカバーするよう努力をすること。②健診の質を整え、発達阻害要因の発見漏れをなくする努力をすること。③発見された問題への対応策が訪問業務等とも合せ、家族環境や地域の実情をも踏まえたうえで、漏れなく講ずることが必要である。

## ■ 乳幼児健康診査と事後フォロー体制

### 1) 乳幼児健診時期の設定

乳幼児は日々発達を続けており、かつ個人差がある。このため、発達健診を効果的に行なう時期の条件としてとして、①誰にでも容易に判定しうる発達基準（首のすわり、お座り、ハイハイ、つかまり立ち、ひとり歩き、など）があり、その基準は正常児が当該月齢で75%以上、理想的には90%以上が可能であること。

- ②精神発達をみる簡易な問診が可能であること
- ③ある発達段階（運動・反射：原始反射・立ち

直り反射・パラシュート反射・その他の姿勢反射など)が終り大部分が次の発達段階に移っていることなどがあげられる。

これらの事項を満足する時期は、1才未満では、4ヵ月・6ヵ月・10ヵ月、1才以後では、1才6ヵ月、2才以後の各年齢といえる。理想的にはこれらの時期にチームによる(医師、保健婦、発達相談員、栄養士、その他の専門職種の参加による)一斉検診が行なわれることが望ましい。諸事情により回数をしぼるとしても、4ヵ月、1才6ヵ月、3才の3回はチームによる健診が必要であること。

また、要指導となった児の経過健診及び心理発達相談の時期を定めた。

## 2) 問診及び健診項目の設定及び要経過検診の判定基準

月齢、年齢に応じた問診及び健診項目の設定は、健診の質が問われる重要な問題である。また、要経過健診とするための、判定基準に統一性を確保することも重要である。

横浜市の保健所の乳幼児健診の現状を分析したが、4ヵ月、1才6ヵ月児、3才児健康診査の結果判明した治療中・要治療・要精検・要観察のしめる割合は、いずれの健診においても各保健所によって差が大きかった。

このようなことから、各月齢や年齢に応じた信頼度の高いスクリーニング項目を選定し、問診及び健診項目を設定し、健診の内容や方法を統一した。また、健診にかかわる関係者の健診に対する見解の差や、所見のとり方、発見された異常の可能性のある児に対する措置、判定等についての見解の差をでき得る限り少なくする

ための基準を作成した。

3) 発見されたボーダーライン児及び要医療児に対する事後措置、障害の早期発見と療育健診によって発見されたボーダーライン児は療育の場も少なく放置されやくまた、詳しい経過観察によってはじめて診断できるものも少ない。

このため、発達を促す指導や相談の場の設定及び要医療児に対する紹介体制や経過観察、事後措置体制が必要になる。このような経過観察の対象となるのは主として次のような乳幼児である。

- ①明らかに療育の対象とはならないが、精神運動発達に遅れのある児。
- ②遅れはあるが、母親がいまだに納得せず療育機関に行かない児。
- ③発達の遅れが環境や保育対応の未熟による者で、発達相談や保健婦等の指導で改善を示すと思われる児。
- ④遅れが軽度で集団発達指導の中で改善が図れる児。

母親の心理状態や距離的、時間的な面も考慮すると保健所が経過健診をかねて発達指導を行なうのが妥当と思われる。これと関連させて遅れが軽度で集団の遊びの中で改善がみこまれる児については「母と子の遊びの教室」等集団指導の場も必要である。実際には4ヵ月児健診での要経過観察児の大半は運動発達と筋緊張の異常であり、月1回程度の経過観察を行なえばほぼ対応できる。3才児健診での要経過観察児は、保育園や母子クラブ、自主訓練会などの療育場を見つけることも可能である。特に問題と

なるのは1才6ヵ月児健診での要経過観察児への援助であり、この年齢層を対象として指導する場が必要である。

現状では、保健所が最も可能性のある場と考えられる。1才6ヵ月児健診で異常を疑われた児の総合判定までは経験的には約6ヵ月以内に3回程度の指導と経過観察と、さらに必要な児に対しては週1回の集団発達指導が必要と考えられ、これを事後フォローの中に位置づけた。

精神発達遅滞児の発達促進に関する訓練方法や評価の方法が必ずしも確立されていない現時点では、このような児の指導相談も非常な責任と困難を伴う。しかし、これらの児に適合した指導や訓練を積極的に行なうことができるかどうかによって、正常にも病的にも移行し得ると考えられ、このボーダーライン児こそ指導効果の現われる可能性が高い。保健所における発達指導がボーダーライン児の療育に大きな役割を果たせるよう評価体制の充実を図りながら研鑽を積み改善の努力を続けることは欠かせない。

#### ■今後の課題

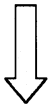
乳幼児健診システムと質の標準化及び事後フォロー体制確立にむけて検討を重ね、横浜市においては「乳幼児健康診査基本指針」をまとめてきた。今後の課題としては

①基本指針にそった健診ができるよう関係者の研修体制を確立すると同時に必要な場の設定やマンパワー確保等現場の体制強化を図ること。

②日常活動の結果を評価分析し健診実績を把握すると同時に基本指針としての妥当性を実証していくこと。

③保健所、医療機関、療育機関など関係機関が連携し、真に児の健全育成にむけた総合評価に基く援助体制をつくること。

④乳幼児の健康状態や生活実態を疫学的、公衆衛生学的に分析し、継続的かつ長期的展望に立った乳幼児の健康管理を行なうため、これらの問題を検討する専門委員会を設置すること等が挙げられる。



## 検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:乳幼児の健康管理は、一定のシステムにより集団及び集団に属する一人ひとりの健康状態を明らかにし、その保持、増進のために行なう積極的、継続的な保健活動である。乳幼児をとりまく社会環境や疾病構造の変化等によりその健康上の問題も変化し、健診に求められる内容も変化している、これまでの疾病発見や予防に加えて、発育、発達や情緒面の異常等の早期発見や発見されたボーダーライン児等の継続観察とその援助対策を講ずることが重要課題となっている。このような課題に対応するため、乳幼児健康診査と事後フォロー体制の確立に向けた検討を行なった。